

第2部

「水田農業の担い手の現状」

序

東北地方における農家の平均経営規模は、戦後の約 60 年間で、1.09ha（1950 年）から 1.50ha（2005 年）へと拡大した。その間、機械化の進展や品種改良などにより農業の生産性は向上し、特に稲作では、投下労働時間の大幅な減少をもたらし、兼業化を可能とした。

2005 年センサス等によれば、東北の稲作販売農家の 86% は兼業農家であり、これらの農家では、兼業収入により農業経営の不足を補いながら、稲作を継続している現状にある。

経済のグローバル化が進み、貿易の自由化に向けた各種交渉が積極的に行われるなか、農業分野においても国際競争力の強化が強く求められている。とりわけ、主業農家のシェアが低く生産構造がぜい弱な米を中心とする水田農業の分野で構造改革を進めていくことが重要であることから、農林水産省では、平成 19 年度から、品目横断的経営安定対策をはじめとして、米政策改革推進対策、農地・水・環境保全向上対策の 3 対策を一体的、かつ適切に実施することとしている。

農林水産省がこれまで様々な施策を通じ、地方自治体や農業団体等と連携しながら農業の担い手の育成・確保を図ってきた結果、担い手として期待される認定農業者、集落営農組織は着実に増加している。しかし、東北の水田農業を将来にわたり維持していくためには、その数は十分とはいえ、今後も担い手の育成・確保に向けた取組を強力に推進・継続していく必要がある。

また、担い手による水田農業の新たな展開に向け、米の消費需要を上回る部分の水田の活用をどうするか、米以外の作物を取り入れた農業経営でどのようなモデルを確立するかが大きな課題である。

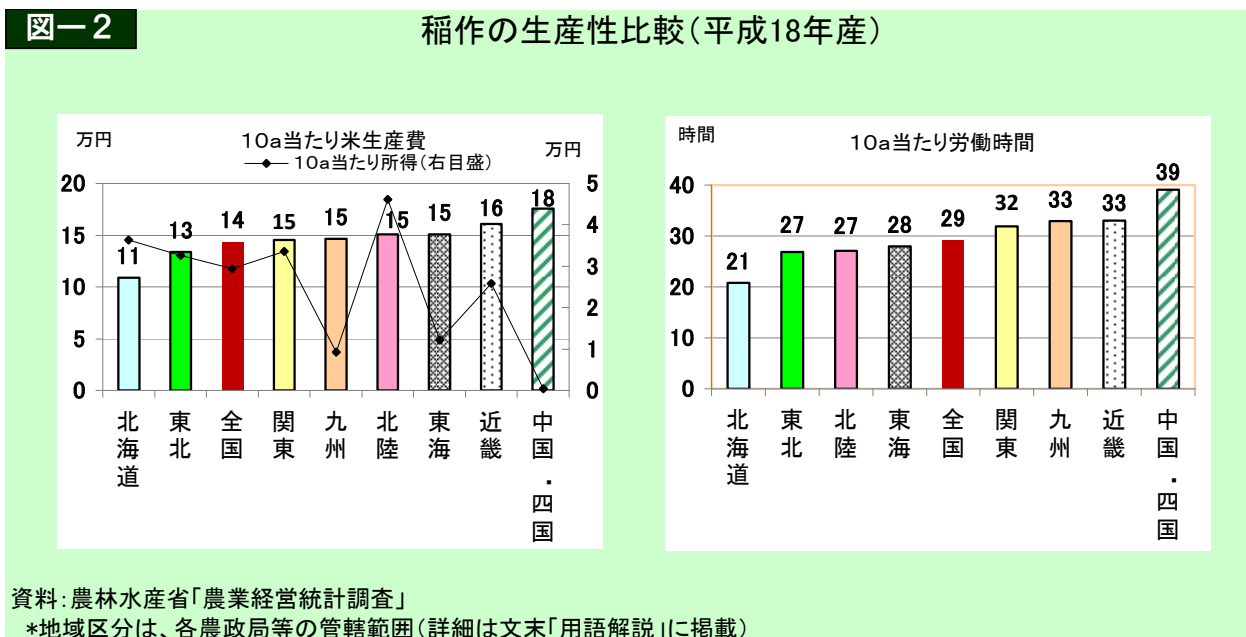
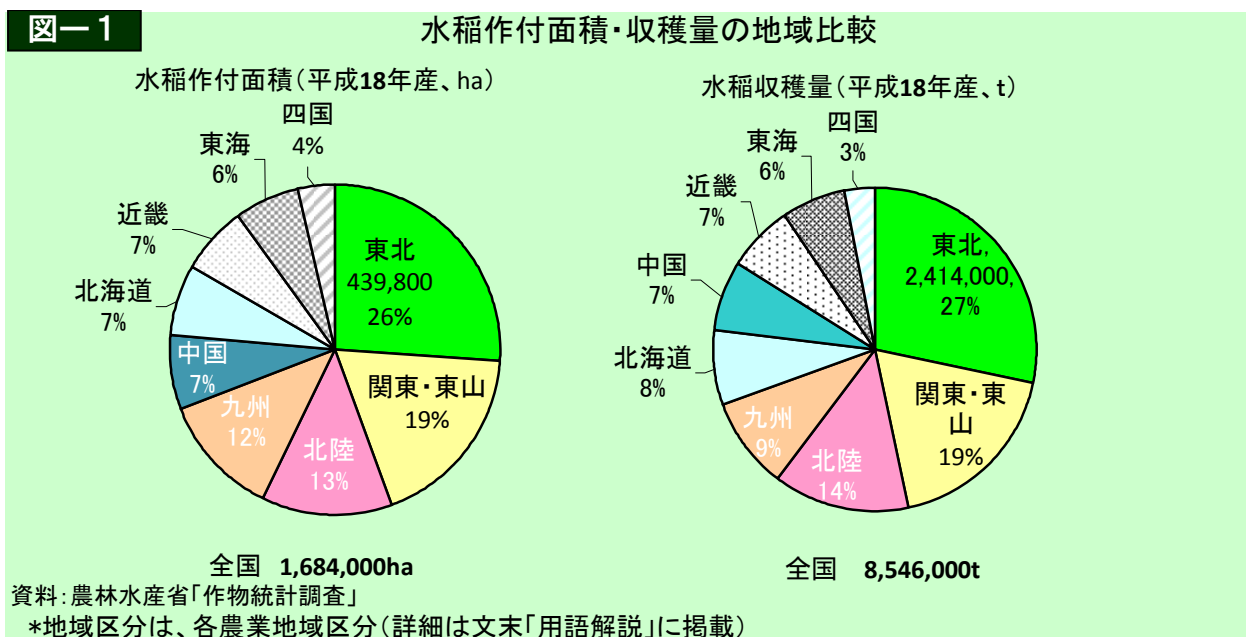
今後、19 年度から導入される 3 対策等の実施により、稲作等水田農業の構造の変化が注目される所であり、18 年度情勢報告（特集編）では、稲作を中心とする水田農業の担い手（認定農業者、集落営農組織）の現状と課題について整理した。

1 水稻生産構造の現状

(1) 生産概要

東北の水稲生産についてみると、作付面積、収穫量とも全国の3割を占め、東北は我が国最大の米どころである(図-1)。

また、10a当たり生産費及び労働時間は全国平均に比べて小さいことから、10a当たり所得は高く、稲作の生産性は比較的高い(図-2)。

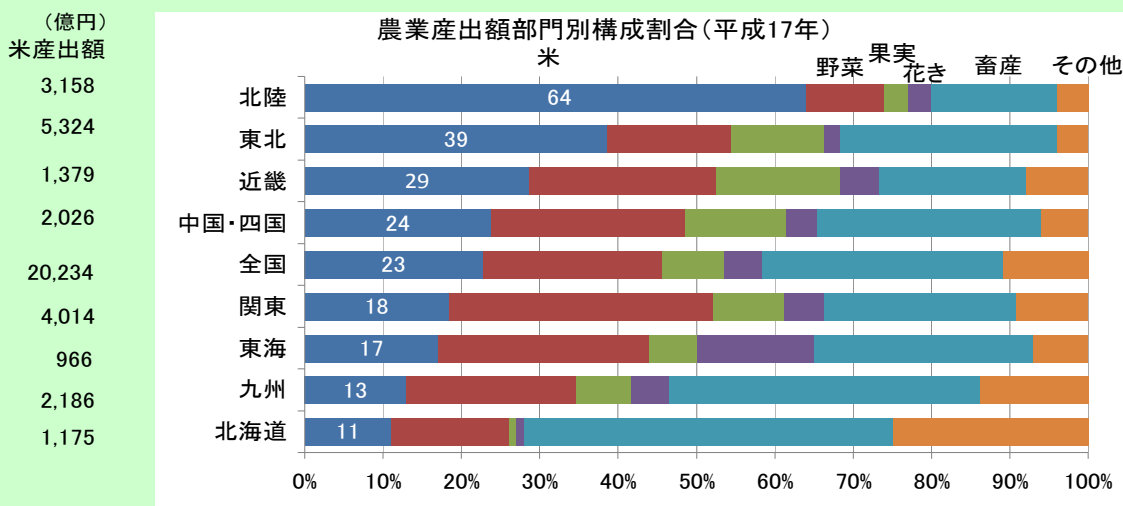


* 地域別の範囲(都府県)は文末<用語解説>に掲載。

ブロック別にみると東北の米の産出額は全国 1 位であり、農業産出額に占める米の割合は 4 割で北陸に次いで高く、米価格の低迷が続くなか、東北の農業産出額を押し下げる要因となっている（図 - 3）。

図-3

部門別農業産出額の地域比較



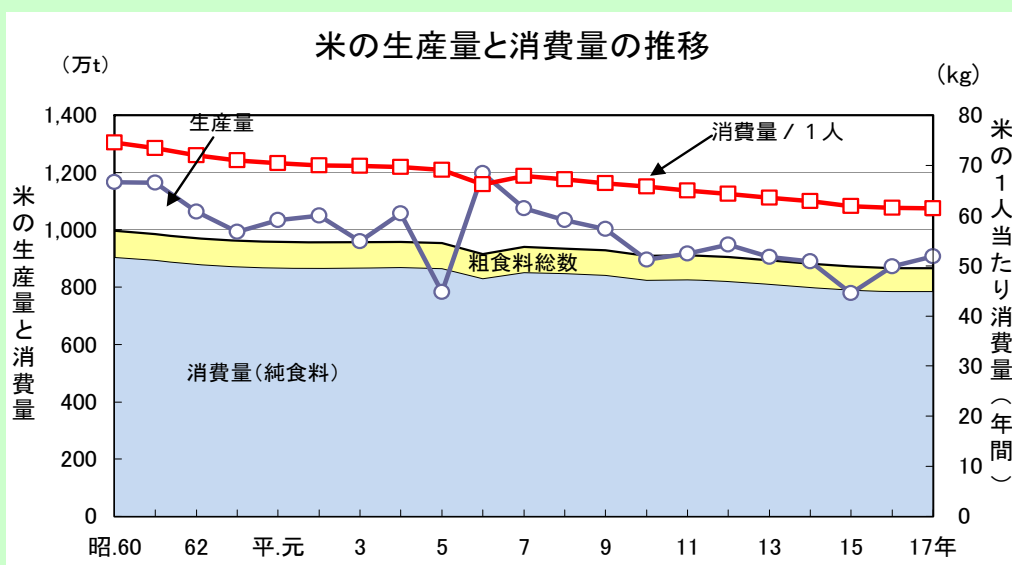
資料:農林水産省「生産農業所得統計」

*地域区分は、各農政局等の管轄範囲(詳細は文末「用語解説」に掲載)

(2) 消費動向

全国の 1 人当たり米の消費量は昭和 37 年度の 118kg をピークに減少し続け、平成 17 年度にはその半分近くの 61kg にまで減少、国内消費仕向け量(粗食料総数)も、ピーク時の 1,200 万トン台から 860 万トン程度に減少している(図 - 4)。

図-4



生産量:農林水産省「作物統計調査」

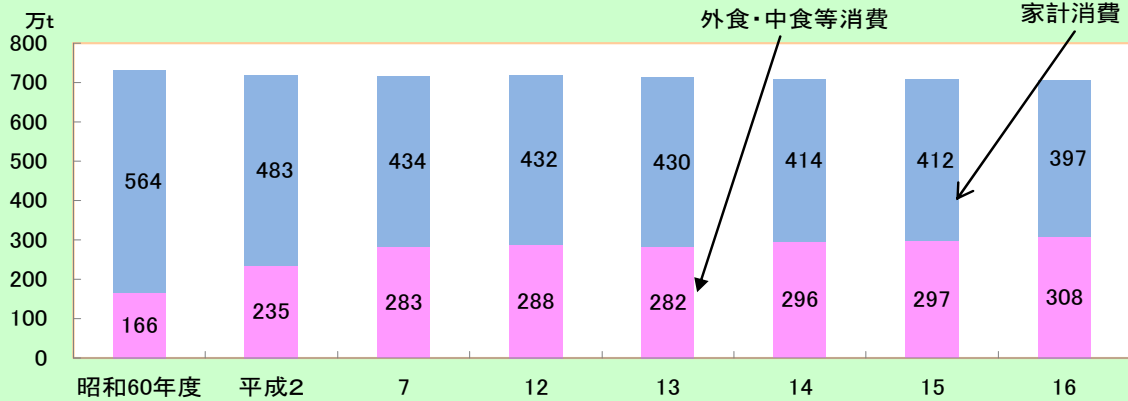
消費量、粗食料総数:農林水産省「食糧需給表」

この米消費量の減少の要因として、食の多様化（和食中心から洋食中心の食事へ変化）に伴う米の消費量の減少、少子高齢化等社会構造の変化による米の消費量の減少などが考えられる。

一方、主食用米の需要量内訳では、家計消費の減少が続くなか、外食・中食等消費需要は増加傾向で推移している（図 - 5）。

図一5

米の消費量の推移(家計消費・外食・中食等消費)



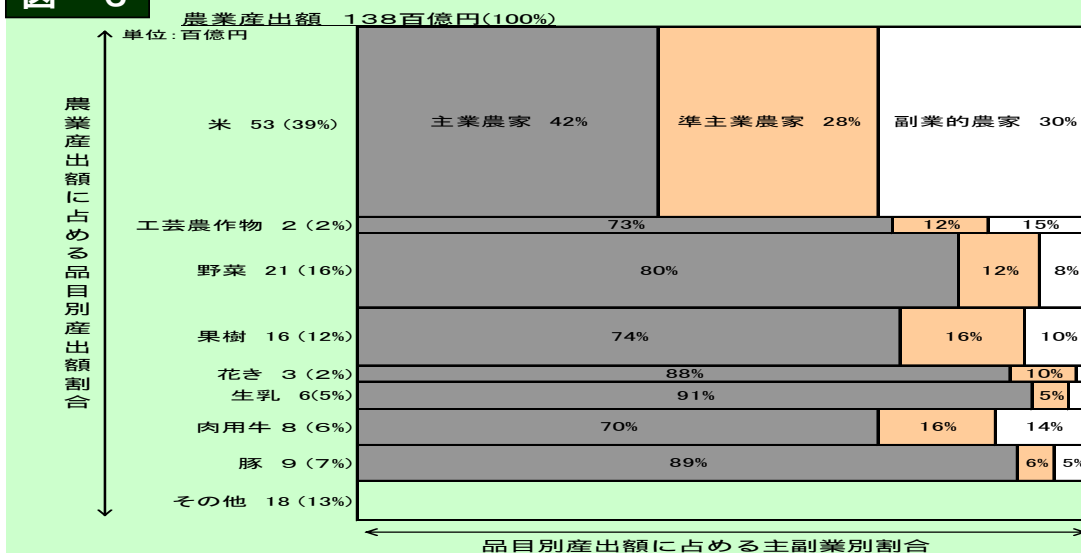
資料：総務省「家計調査」、農林水産省「食糧需給表」、「生産者の米穀現在高等調査」を基に農林水産省で試算。
 注：1) 家計消費は、2人以上世帯（農林漁家世帯を除く）の世帯員1人当たりの米の購入数量を玄米換算し、総人口を乗じて算出している。
 2) 外食・中食等消費は、消費量（供給純食料（主食用）を玄米換算）から家計消費、農家自家消費、無償譲渡を引いたものであり、米加工品等も含まれる。

(3) 経営構造の概要

作物別の農業産出額に占める主副業別割合をみると、稲作は、野菜や果樹、畜産経営に比べて、圧倒的に、¹主業農家の割合が低い（図 - 6）。

図一6

作物・畜種別にみた農業産出額の農家類型別シェア（平成17年、東北）



資料：農林水産省「生産農業所得統計」、「農林業センサス」、「農業経営統計調査」
 注1：主副業別シェアは、「2005年農林業センサス」、「農業経営統計調査（平成17年、東北）」から推計。
 注2：産出額は平成17年である。

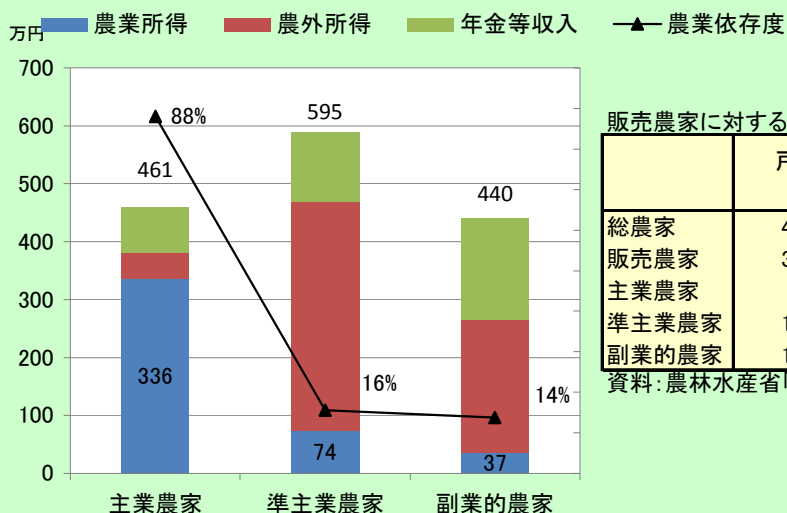
¹ 主業農家：農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家。

また、主副業別の経営収支をみると主業農家の農業依存度は88%であるが、²販売農家の8割を占める³準主業農家、⁴副業的農家は15%程度と低い(図-7)。

図-7

主副業別経営収支

販売農家(主副業別)1戸当たりの所得概要(平成17年 東北)



販売農家に対する主業農家割合(東北 平成17年)

| | 戸数 戸 | 総農家に対 する割合 % | 販売農家に対 する割合 % |
|-------|---------|--------------------|---------------------|
| 総農家 | 463,460 | - | - |
| 販売農家 | 370,786 | 80.0 | - |
| 主業農家 | 81,901 | 17.7 | 22.1 |
| 準主業農家 | 108,097 | 23.3 | 29.2 |
| 副業的農家 | 180,788 | 39.0 | 48.8 |

資料:農林水産省「農林業センサス」

資料:東北農政局「農業経営統計調査」

経営収支の把握範囲

①農業:農家世帯全体の経営収支。

②農業以外:農業経営関係者(農業経営者夫婦及び年間自営農業従事日数60日以上)の世帯員)の経営収支。したがって、世帯員であっても農業経営関係者以外の農外収入等は含まない。

* 農業依存度(%) = 農業所得 ÷ (農業所得 + 農業生産関連事業所得 + 農外所得) × 100

² 販売農家:経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家。

³ 準主業農家:農外所得が主で、65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家。

⁴ 副業的農家:主業農家、準主業農家以外の農家。

稲作では、作業の機械化の進展や品種改良などにより水稻栽培の生産性が飛躍的に向上したため、10a当たりの投下労働時間は約30時間程度に短縮された。しかしながら、余剰労働力の多くは農業以外の分野に振り向けられ、農家の兼業化が進展、結果として、農家1世帯当たりの所得は増加し、勤労世帯の所得を2割上回っている。

水稻生産の収支について農業所得をみると作付規模に関わらずプラスであるが、家族労働力を生産費に算入した場合の収支（純収益）では、東北の稲作農家の84%に当たる2.0ha未満層が赤字経営である（図-8）。

米の価格が低下するなか、収益分岐点以下（2.0ha未満）の作付規模の農家は、農外所得の支えにより現状では稲作を継続することが可能であっても、経営主の高齢化や後継者がいないなどの理由で労働力を外部から調達した場合、稲作所得は赤字に転落する可能性がある。このため、担い手や集落営農組織へ集約することによりスケールメリットによる生産費の低減を図る必要がある。

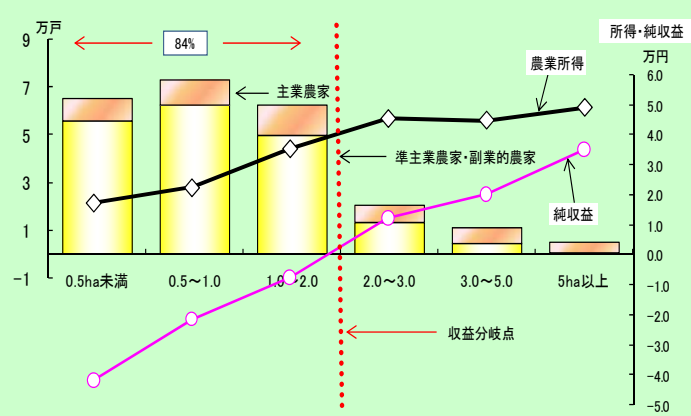
図-8 水稻の収益性・農家世帯の家計収入概要 水稻作付規模別販売農家数（農産物販売金額（稲作8割以上））と水稻の作付規模別10a当たり収益性（東北）

| 10a当たり収益性 (全国 平成17年産) | | | | |
|--------------------------|-------------|------------|--------------------|--------------------|
| | 労働時間計 時間 | 農業所得 千円 | 家族労働 | (参考) |
| | | | 1時間当 たり農業 所得 | 昭和30年 産 労働時間 |
| 水稻 | 30.02 | 33 | 1,154 | 190.40 |
| だいこん | 128.24 | 160 | 1,357 | - |
| 白ねぎ(露地) | 340.43 | 335 | 1,062 | - |
| きゅうり(施設) | 1,100.96 | 1,175 | 1,170 | - |

農林水産省統計部『農業経営統計調査米及び麦類の生産費』
『農業経営統計調査品目別経営統計』

| 1世帯当たり家計収入の比較(東北) | | | | | | |
|-------------------|------|------|-------|-----|------|------|
| | 農家世帯 | | 勤労者世帯 | | / | / |
| | 総所得 | 農業所得 | 実収入 | 実収入 | | |
| | 万円 | 万円 | 万円 | 万円 | | |
| 平.12 | 777 | 99 | 618 | 618 | 0.13 | 1.26 |
| 13 | 762 | 101 | 636 | 636 | 0.13 | 1.20 |
| 14 | 743 | 97 | 627 | 627 | 0.13 | 1.19 |
| 15 | 747 | 106 | 578 | 578 | 0.14 | 1.29 |

農家世帯所得：農林水産省『農業経営統計調査報告』
勤労世帯所得：総務省『家計調査年報』
(実収入：年平均1ヶ月平均×12ヶ月)



資料：農林水産省「農業経営統計調査」、「2005年農林業センサス」
注：純収益とは、粗収益から費用合計（物財費＋労働費）を差し引いたもの。
データは、平成16年から18年の結果の3か年平均。（詳細は文末「解説」に掲載）

純収益：粗収益 - 費用合計

収益から物財費と労働費を差し引いたもので、生産で実質的に消費された価値からどれだけの新しい価値が生み出されるかを意味している。これは資本・土地の所有関係に関係なく、経営の生産能率を客観的に比較する場合に用いられる。

農業所得：粗収益 - 農業経営費

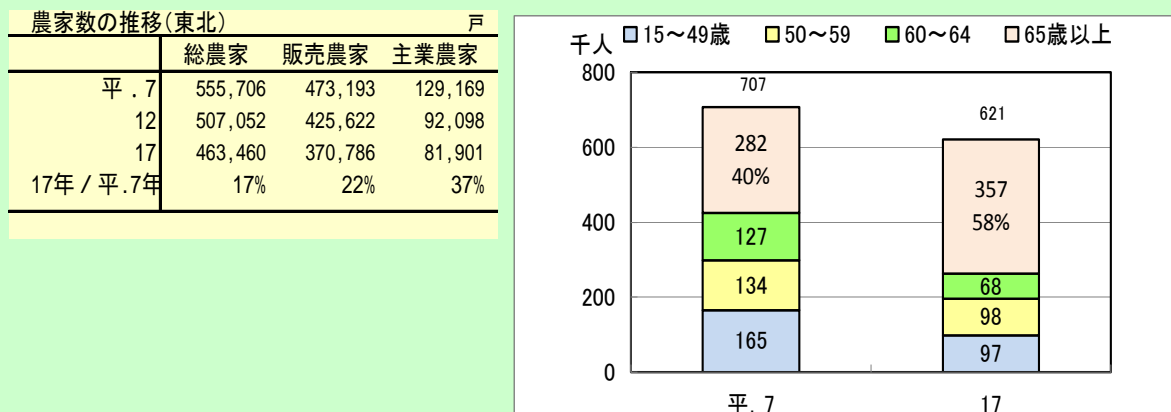
生産要素（労働力、土地、資本）を利用して行った農業生産活動の成果（総合報酬）。家族労賃、自己資本利子、自作地地代が含まれる。

(4) 農業就業構造の概要

平成 17 年 2 月現在の東北地方の総農家数は、46 万 3 千戸で、7 年からの 10 年間の推移をみると、総農家数、販売農家数、主業農家数は、それぞれ、17%、22%、37% 減少している。また、東北の農業労働力も減少しており、⁵農業就業人口 は平成 7 年から 17 年にかけて 8 万 6 千人減少し、62 万 1 千人となっている。同時に、高齢化も進行し、農業就業人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合は 7 年の 40% から 17 年には 58% まで増加した (図 - 9)。

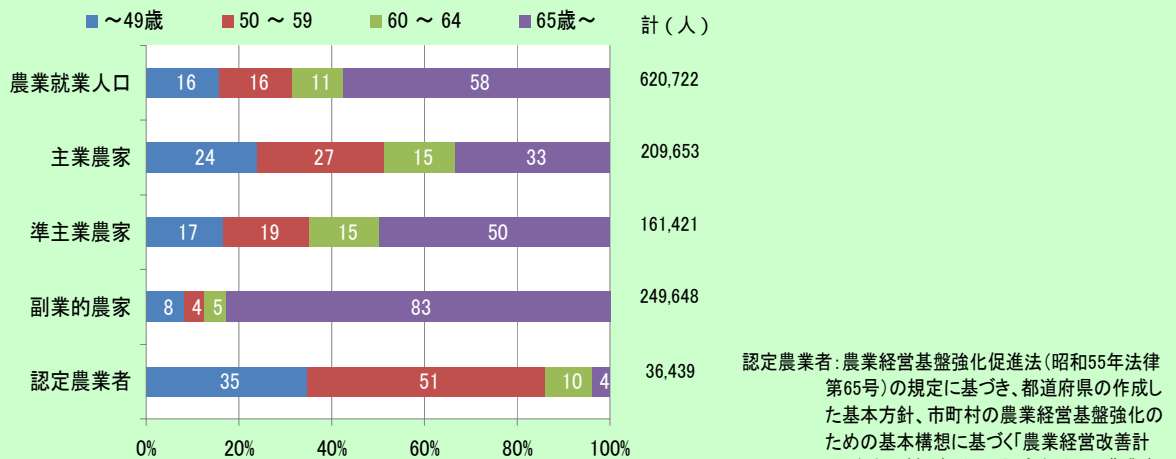
一方、主業農家の年齢別農業就業人口をみると、65 歳未満が 7 割存在し、⁶認定農業者の年齢別構成をみると 9 割以上が 65 歳未満である (図 - 10)。

図一 9 農家数・就業人口の推移(東北) 年齢別農業就業人口の推移(販売農家、東北)



資料:農林水産省「農林業センサス」

図一 10 農業就業者の主副業別年齢別構成割合、認定農業者の年齢別構成割合



資料:農林水産省「農林業センサス」、「認定農業者の実態に関する調査」

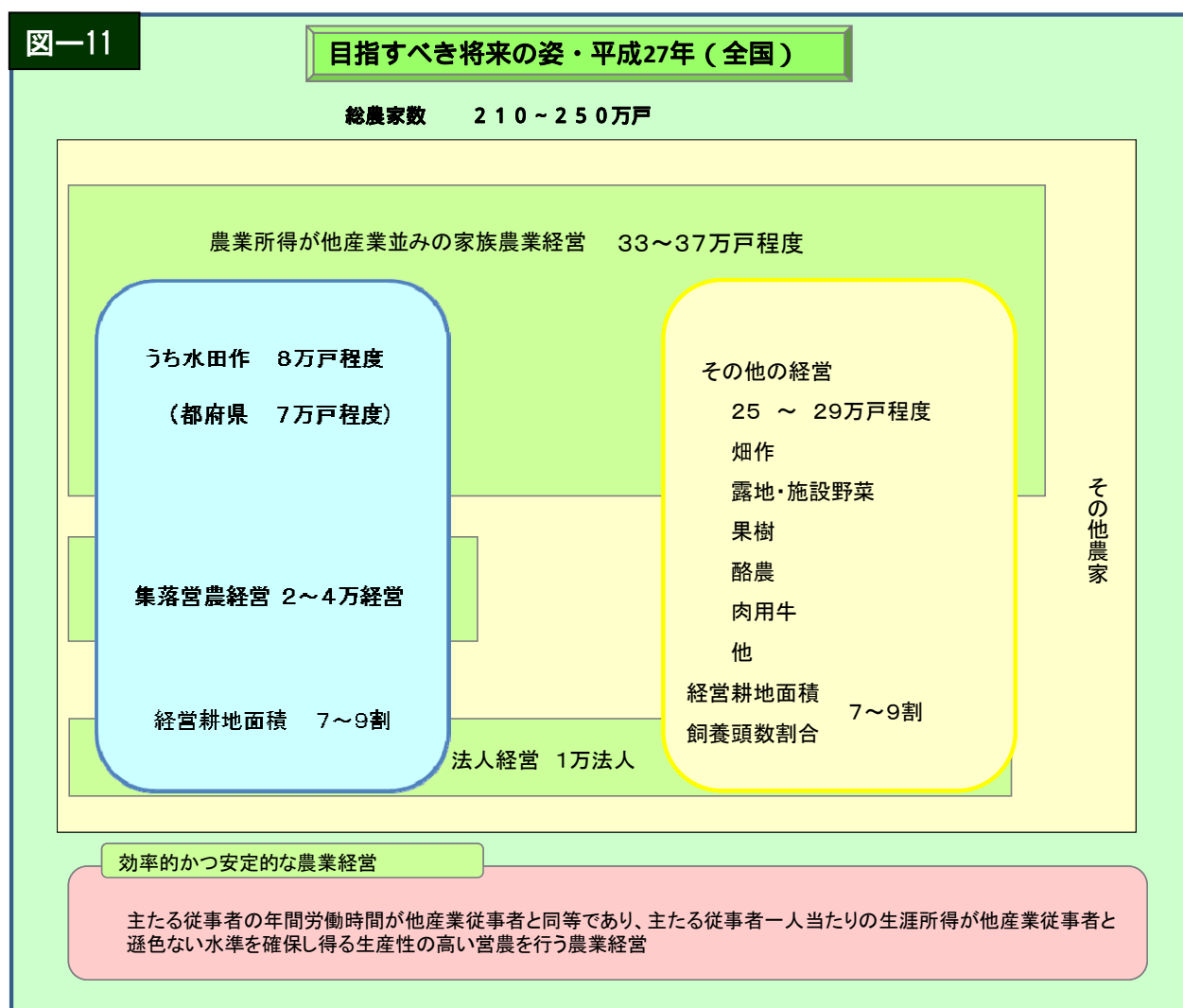
⁵ 農業就業人口: 16 歳以上の世帯員(平成 7 年以降は 15 歳以上の世帯員)で、自営農業だけに従事した者と、自営農業とその他の仕事の両方に従事した者のうち農業が主である者の合計をいう。

⁶ 認定農業者: 文末「用語解説」を参照。

2 生産構造再編の方向

(1) 経営規模拡大による経営体の育成目標と現状

平成 17 年 3 月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」とあわせて、「農業構造の展望」が取りまとめられた。その中で、27 年までに確保すべき全国の効率的かつ安定的な農業経営数は、家族農業経営が 33～37 万戸、集落営農経営が 2～4 万経営、法人経営が 1 万法人とされ、そのうち、水田作経営については、家族農業経営が 8 万戸（都府県 7 万戸）で、経営耕地面積の 7～9 割を担うとされた（図 - 11）。



また、同時に提示された「効率的かつ安定的な農業経営」の具体的な姿として「農業経営の展望」（平成 12 年策定、17 年見直し）では、品種改良や新技術の開発・普及とあわせて農地の規模拡大と集団化等により大幅な生産性の向上を目指すとしている（表 - 1）。

表一

農業経営の展望(平成27年、全国)

| 営農類型 | 水田作 | | | | | | | |
|-----------------|--|--|--|--|--|---|---|---|
| | 家族経営 | | | | 法人経営(構成農家2戸) | | | |
| 経営形態 | 家族経営 | | | | 法人経営(構成農家2戸) | | | |
| 作付体系 | 単作 | 水稲単作 麦・大豆2毛作 | 水稲・麦2毛作 麦・大豆2毛作 | 単作 | 水稲単作 麦・大豆2毛作 | 水稲・麦2毛作 麦・大豆2毛作 | 水稲単作 麦・大豆2毛作 | 水稲単作 麦・大豆2毛作 |
| 導入を見込んだ技術体系 | 水稲いもち病抵抗性品種、春小麦初冬播栽培による合理的な作付体系の確立 | 水稲いもち病抵抗性品種、麦早生多収品種、大豆狭畦栽培 | 水稲いもち病抵抗性品種、麦早生多収品種と早播栽培による作期の前進、大豆狭畦栽培 | 水稲いもち病抵抗性品種、汎用型コンバインを中心とした機械化体系 | 水稲いもち病抵抗性品種、麦早生多収品種、汎用型コンバインを中心とした機械化体系、大豆狭畦栽培 | 水稲いもち病抵抗性品種、麦早生多収品種と早播栽培による作期の前進、汎用型コンバインを中心とした機械化体系、大豆狭畦栽培 | 水稲いもち病抵抗性品種、直播の導入による作期拡大、麦早生多収品種、汎用型コンバインを中心とした機械化体系、大豆狭畦栽培 | 水稲いもち病抵抗性品種、直播の導入による作期拡大、麦早生多収品種、汎用型コンバインを中心とした機械化体系、大豆狭畦栽培 |
| 経営規模 | 2.5 ha 水稲 1.4 ha 麦 0.8 ha 大豆 0.4 ha | 1.6 ha 水稲 1.1 ha 麦 0.5 ha 大豆 0.5 ha | 1.5 ha 水稲 1.0 ha 麦 0.5 ha 大豆 0.5 ha | 4.6 ha 水稲 3.1 ha 麦 1.2 ha 大豆 1.5 ha | 3.8 ha 水稲 2.5 ha 麦 1.2 ha 大豆 1.2 ha | 3.4 ha 水稲 2.3 ha 麦 0.4 ha 大豆 1.1 ha | 4.4 ha 水稲 2.9 ha 麦 1.4 ha 大豆 1.4 ha | 4.4 ha 水稲 2.9 ha 麦 1.4 ha 大豆 1.4 ha |
| 粗収益 | 2,250万円 | 2,000万円 | 2,300万円 | 4,850万円 | 4,550万円 | 5,000万円 | 5,250万円 | 5,250万円 |
| 経営費 | 1,550万円 | 1,300万円 | 1,550万円 | 3,050万円 | 2,850万円 | 3,250万円 | 2,300万円 | 2,300万円 |
| 主たる従事者1人当たり労働時間 | 1,850時間 | 1,500時間 | 1,800時間 | 1,750時間 | 1,650時間 | 1,800時間 | 1,850時間 | 1,850時間 |
| 主たる従事者1人当たり所得 | 700万円 | 700万円 | 750万円 | 900万円 | 850万円 | 850万円 | 600万円 | 600万円 |
| 生産性 | (北海道田作平均との対比) | | (全国田作平均との対比) | | | | | |
| 10a当たり収量 | 現状程度-5割増(水稲)(麦) | 現状程度-1割増(水稲)(麦・大豆) | 現状程度-3割増(水稲)(麦) | 現状程度-1割増(水稲)(大豆) | 現状程度-1割増(水稲)(麦・大豆) | 現状程度-3割増(水稲)(麦) | 現状程度-1割増(水稲)(麦・大豆) | 現状程度-1割増(水稲)(麦・大豆) |
| 10a当たり労働時間 | 8割程度 | 5割程度 | 6割程度 | 4割程度 | 5割程度 | 5割程度 | 5割程度 | 5割程度 |
| 10a当たり費用合計 | 8割程度 | 7割程度 | 7割程度 | 6割程度 | 6割程度 | 7割程度 | - | - |

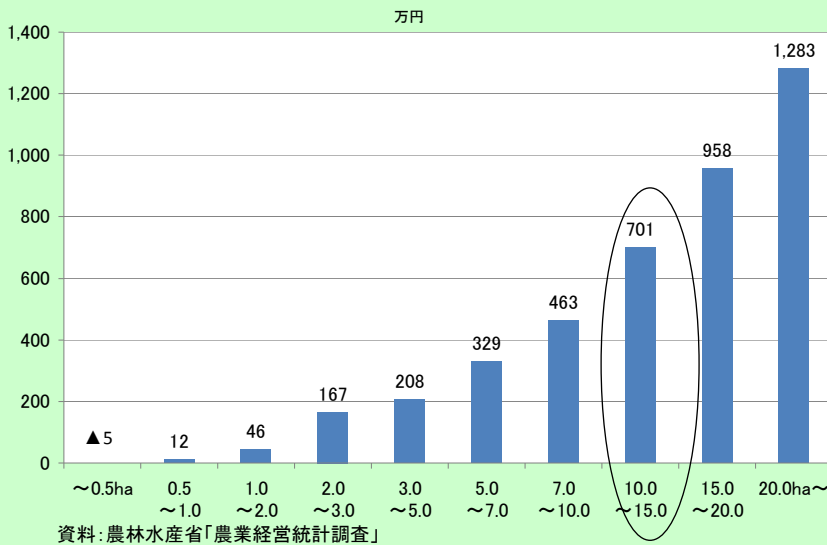
* 参考資料として、文末「用語解説」に東北6県の農業経営基盤強化促進基本方針に定めた目標所得水準を掲載

東北の農業経営をみると、17年産水田作作付延べ面積規模別の経営収支では、農家一戸当たり農業所得が700万円を超えるのは、作付延べ面積10ha以上層である(図-12)。

図一12

水田作農家の農業所得

水田作作付延べ面積規模別農業所得(東北、平成17年産)



| 面積規模 | 月平均農業経営関与者数 | 1人当たり自営農業労働時間(人・時間) | 農業専従者数 |
|-----------|-------------|---------------------|--------|
| ~0.5ha | 1.96 | 285 | - |
| 0.5~1.0 | 1.95 | 312 | 0.05 |
| 1.0~2.0 | 2.06 | 497 | 0.15 |
| 2.0~3.0 | 2.13 | 760 | 0.32 |
| 3.0~5.0 | 2.26 | 871 | 0.42 |
| 5.0~7.0 | 2.36 | 1,101 | 0.88 |
| 7.0~10.0 | 2.44 | 1,275 | 1.21 |
| 10.0~15.0 | 2.45 | 1,387 | 1.29 |
| 15.0~20.0 | 3.42 | 1,221 | 1.58 |
| 20.0ha~ | 3.05 | 1,595 | 2.43 |

さらに、農業者の減少、高齢化が進行するなかで東北管内の農家の経営規模は徐々に拡大しているものの、そのスピードは遅く、平成17年では、10ha以上の経営規模

の農家数は4,500戸と、販売農家の1.2%にすぎない(表-2、図-13)。

表-2

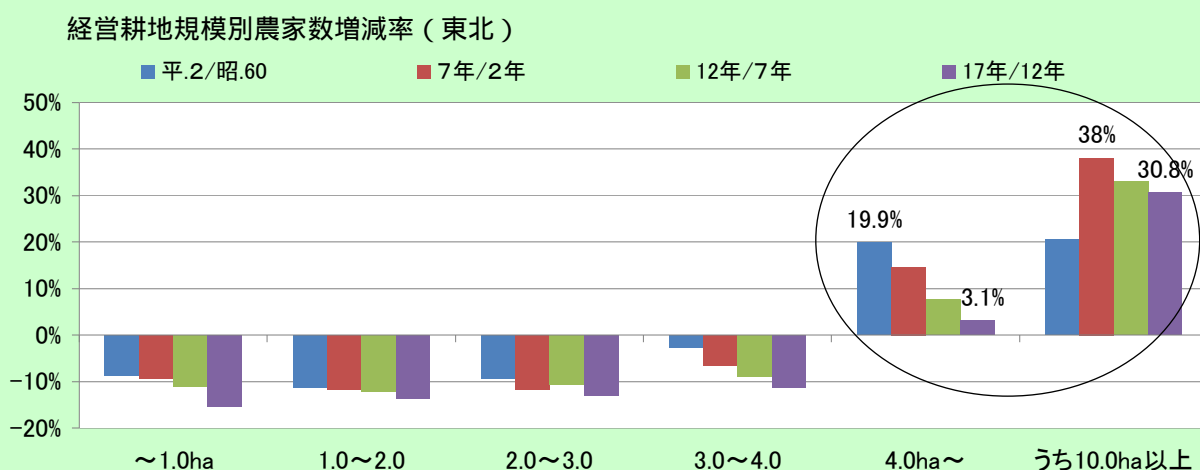
経営耕地規模別農家数・農家数割合(東北 販売農家)

| 農家数(戸) | | ~1.0ha | 1.0~2.0 | 2.0~3.0 | 3.0~4.0 | 4.0~ | 計 | 10.0~ | 10.0~15.0 | 15.0ha以上 |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|---------|-----------|----------|
| | | 昭.60 | 244,641 | 187,687 | 81,884 | 31,909 | 21,100 | 567,221 | 1,570 | 745 |
| 平.2 | 223,588 | 166,500 | 74,245 | 31,026 | 25,305 | 520,664 | 1,892 | 941 | 951 | |
| 7 | 202,583 | 146,944 | 65,639 | 29,016 | 29,011 | 473,193 | 2,613 | 1,437 | 1,176 | |
| 12 | 180,198 | 129,113 | 58,711 | 26,389 | 31,211 | 425,622 | 3,477 | 2,070 | 1,407 | |
| 17 | 152,537 | 111,617 | 51,009 | 23,441 | 32,182 | 370,786 | 4,549 | 2,774 | 1,775 | |
| 農家数割合(%) | | | | | | | | | | |
| 昭.60 | 43.1 | 33.1 | 14.4 | 5.6 | 3.7 | 100.0 | 0.3 | 0.1 | 0.1 | |
| 平.2 | 42.9 | 32.0 | 14.3 | 6.0 | 4.9 | 100.0 | 0.4 | 0.2 | 0.2 | |
| 7 | 42.8 | 31.1 | 13.9 | 6.1 | 6.1 | 100.0 | 0.6 | 0.3 | 0.2 | |
| 12 | 42.3 | 30.3 | 13.8 | 6.2 | 7.3 | 100.0 | 0.8 | 0.5 | 0.3 | |
| 17 | 41.1 | 30.1 | 13.8 | 6.3 | 8.7 | 100.0 | 1.2 | 0.7 | 0.5 | |

資料:農林水産省「農林業センサス」

図-13

規模拡大スピード(東北)



資料:農林水産省「農林業センサス」

また、東北の集落営農組織は水稲以外の転作作物の作付けが主であるが、水田作付延べ面積20ha以上規模(平均規模36ha)における主たる従事者1人当たり農業所得に相当する指標として、専従換算農業従事者数(構成員の労働時間合計を2000(250日×8時間)で割って算出)を用いて算出した専従農業従事者1人当たり農業所得は、531万円であり、農業所得600万円を確保できていない(表-3)。

表-3

任意組織経営(水田作経営うち集落営農)東北、平成17年

| | 単位 | 平成17年 | 水田作付延べ面積20ha 以上 |
|-----------------------|----|--------|--------------------|
| | | 経営耕地面積 | ha |
| 稲作作付面積 | " | 4.01 | 8.88 |
| 専従換算農業従事者数(構成員) | 人 | 1.26 | 2.34 |
| 1人当たり農業投下労働時間(構成員) | 時間 | 1,997 | 2,000 |
| 専従構成員1人当たり農業所得 | 万円 | 553 | 531 |
| 農業粗収益 | " | 1,837 | 3,531 |
| うち稲作収入 | " | 502 | 1,113 |
| 農業経営費 | " | 1,140 | 2,289 |
| 農業所得 | " | 696 | 1,242 |

資料：農林水産省「農業経営統計調査」

将来にわたって、持続的な農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体を育成するためには、個別に規模拡大を図る認定農業者や他産業からの新規参入者など多様な担い手を確保するとともに、他産業並みの安定した所得を得られるよう担い手に対して農地を面的に集積すること、及び小規模な水田経営等を集約する集落営農組織の育成と⁷法人化、が重要である。

(2) 目指すべき農業経営の実現に向けた水田農業経営の多角化

農林水産省統計部で取りまとめた主業農家(水田作経営)の平成7年から平成17年までの10年間の動向を継続的に調査した結果(「担い手の経営状況の変化に関する分析(水田作経営)」)によると、

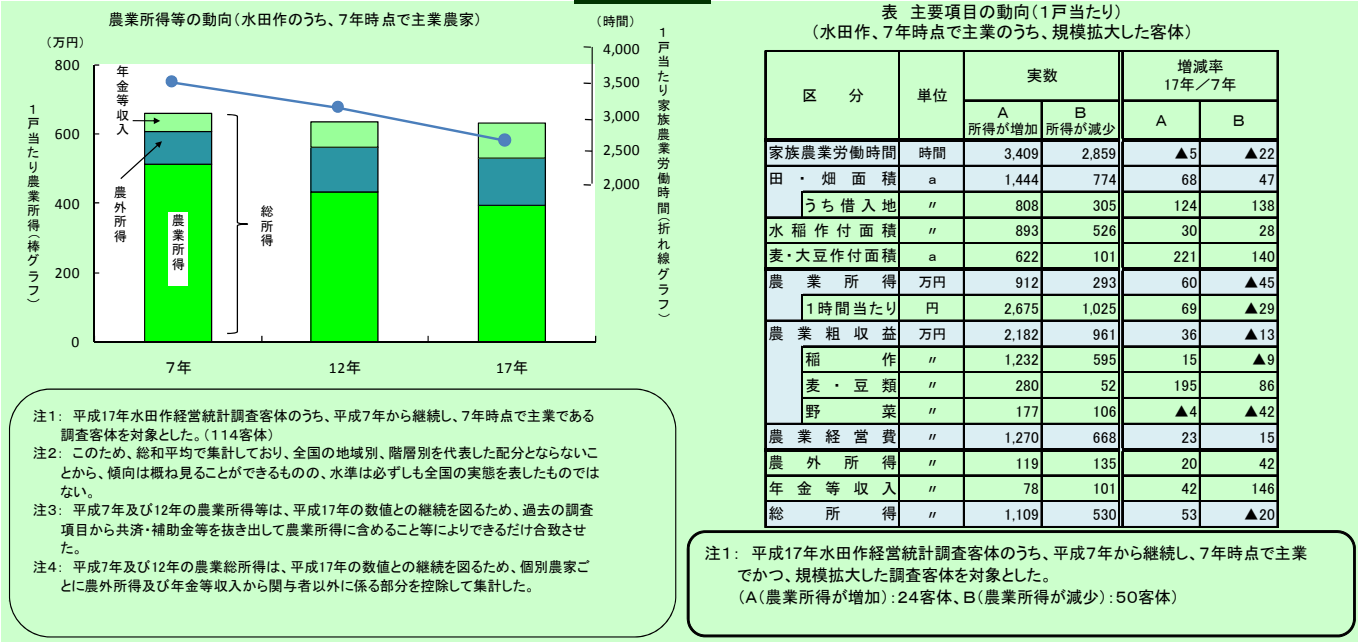
『調査対象になった主業農家全体では、経費の抑制と省力化を図りつつ経営規模を拡大したが、米価格の低下などにより農業所得は減少している。

しかし、全体的に農業所得が減少する中、農業所得を増加させている主業農家も多数存在している。この規模拡大しながら農業所得を拡大させたグループ(Aグループ)と、規模拡大しながら農業所得が減少したグループ(Bグループ)を比較してみると、前者は、経営の効率化によるコスト縮減に加え、経営の複合化、米のブランド化にも取り組み、農業所得の増大を図っているのに対し、後者は、総じて経営の効率化や複合化等への取組が遅れ、収益の増加が図られていない』

とされている(図-14)。

⁷法人：文末「用語解説」を参照。

図-14



規模拡大した調査客体の農業所得の増減要因分析

○ Aグループは、経営の効率化によるコスト縮減に加え、経営の複合化・米のブランド化等にも取り組み、農業所得の増大を図っている。

- コスト縮減の主要因(面積当たりで見ると)
- ・規模拡大によるスケールメリットが出現(特に、農機具等の償却費の減少が大きく寄与)
 - ・減農薬栽培等による肥料・農業薬剤費等の減少
 - ・米に比べてコストの掛からない麦・大豆の作付面積の増加

- 農業粗収益増加の主要因(1戸当たりで見ると)
- ・減農薬等のブランド米の直販による単価アップで稲作収入が増加
 - ・麦・大豆の作付増加等による麦・大豆収入や制度受取金等の増加
 - ・野菜収入や受託収入等、水田作物以外の複合収入の増加

○ Bグループでは、コスト縮減を図っている客体も多く存在するが、総じて経営の効率化や複合化の取り組みが遅れ、農業粗収益の増加が図られていない。

- コスト増加の主要因(面積当たりで見ると)
- ・平均値ではスケールメリットによりコストが縮減しているものの、増加した客体では、農機具の償却費などの増加が大きく寄与

- 農業粗収益減少の主要因(1戸当たりで見ると)
- ・米価格の下落による稲作収入の減少

東北においても、19年度から本格的に導入される品目横断的経営安定対策など、担い手へ施策を集中することによって、今後、水稻作等水田農業経営の構造がどのように変化するか注目されることであるが、米の需要が減少し、価格が低迷するなか、農業粗収益の増加に向けて、規模拡大による経営の効率化とともに経営の複合化や生産物の付加価値向上などに取り組む経営体を育成することが重要である。

〈事例〉米のブランド化による差別化の取組

おいしい米づくりを目指して

～山形県S村O地区～

平成9年6月に生産者21名で設立された、S村O地区のO特別栽培米生産組合は、同地区内で生産される完熟堆肥を利用した安全でおいしい米づくりに取り組み、特別栽培米の生産を開始した。

同組合は、地区内の肥沃なほ場を厳選、完熟堆肥による土づくりに重点を置いた丈夫な稲作りに努め、農薬の使用も最大限抑制するなど味とともに安全にこだわった米づくりを行う一方、ほ場巡回による適期刈取の指導や網目1.95mm幅での調製、食味検査などを徹底し、より高品質な米の生産に取り組んでいるほか、独自の栽培歴を作成するなど徹底した品質管理を行っている。

また、毎年7月には米の流通業者等をほ場に招き、米のでき具合を直接確かめてもらうなど信頼の確保にも努めている。

これらの取組により、14年6月には「山形県トップブランド米の里」として山形こだわり安心米推進本部から認定、また、18年には、山形県が全国、世界に誇りうる高い品質の県産品として認証する「山形セレクション」に認定された。

3 生産構造の再編に向けた取組

(1) 多様な担い手の育成

多様な担い手を育成・確保し、担い手への農地の面的集積を図るため、農林水産省では、これまでも、経営改善に向けた経営診断、低利の政策資金の融通、農業機械等の割増償却といった支援策を中心に、担い手に集中的・重点的に実施してきた。

新たな基本計画においては、これまで、幅広い農業者を対象に品目別に講じている経営安定対策について、対象となる担い手を明確にした上で、品目横断的にその経営の安定を図る対策に転換することとし、平成19年産からの導入に向けて、担い手の認定農業者への誘導、集落営農の組織化・法人化、米政策改革における「担い手経営安定対策」の加入促進に取り組んできた。

認定農業者の育成・確保

認定農業者制度は、経営改善を図ろうとする農業者が自ら農業経営改善計画を立て、

市町村がその意欲や能力を勘案して認定する仕組みとなっており、制度が導入された平成5年以降、担い手としての自覚を促し農業経営の質の向上を図るための具体的な施策として推進してきた。

17年度の経営所得安定対策等大綱に、担い手の要件として認定農業者であることが明記されたことから、米政策改革の一環として地域で策定されている「地域水田農業ビジョン」に担い手としてリスト・アップされた者などを中心に、地域の意欲と能力のある農業者を認定農業者に誘導するとともに、各種支援策を講じその育成に取り組んできた(図-15)。

図-15

認定農業者に対する主な支援策(平成18年度)

農林水産省で準備した予算、金融、税制、年金など経営改善のため認定農業者を対象とした主な支援措置

資金の融通

- 低利のスーパーL資金(農地取得も可能な長期資金)、スーパーS資金(運転資金)は、認定農業者に限られます。
- 農業近代化資金、農業改良資金についても、認定農業者は金利や融資率の優遇があります。

(例)認定農業者向け長期資金の例(金利は、平成19年3月31日現在)

| 資金名 | スーパーL資金 | 農業近代化資金 |
|---------|------------------|-----------------|
| 貸付対象 | 認定農業者 | 同左 |
| 金利【融資率】 | 1.3~1.9%【100%】 | スーパーL資金並み【100%】 |
| 償還期限 | 25年(うち据置期間10年)以内 | 15年(うち据置期間7年)以内 |

農地

- 農業経営の効率化を目指す認定農業者を支援しています。
例えば、農業委員会の行う農地のあっせん事業の対象者は、認定農業者を優先することになっています。

農業者年金

- 保険料の国庫助成があります(生涯で最大216万円)。
(例)月額保険料が2万円の場合の国庫助成額

| | 35歳未満 | 35歳以上 |
|-------------|--------|-------|
| 通常加入 | 0円 | 0円 |
| 認定農業者で青色申告者 | 10000円 | 6000円 |

- 支払った保険料は全額、社会保険料控除の対象となる税制面の特例が受けられます。
(例)月額保険料5万円の場合、年間12万円の節税(税率20%の場合)。

予算措置等

- 農業生産基盤・機械施設整備、担い手経営安定対策(18年産までの措置、19年産からは品目横断的経営安定対策に移行)、経営相談・指導・研修等において、認定農業者に施策を重点化しています。
また、19年産から導入する品目横断的経営安定対策についても認定農業者等を対象とすることとされています。

税制の特例

- 機械、施設等の減価償却費を割増計上できます(割増率:認定農業者20%)(18年度限り)

* 上記は、平成18年度における支援措置で、平成19年度の支援措置内容と異なります。平成19年度の支援措置については、東北農政局ホームページをご覧ください。

認定農業者の動向

東北の平成19年3月末の認定農業者数は45,125で、9年3月末に比べて2.2倍(全国は2.3倍)と着実に増加している(図-16)。

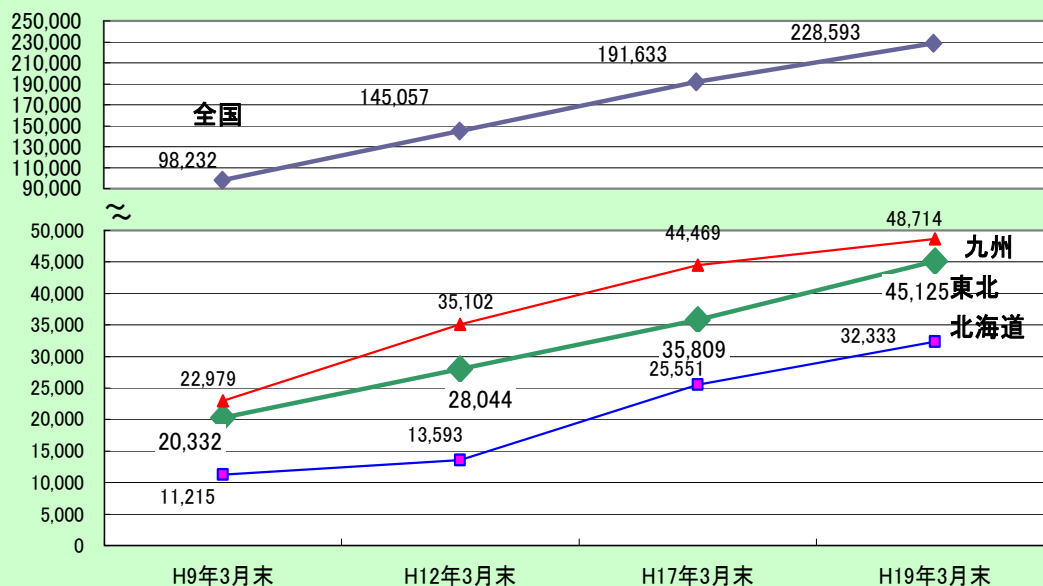
特に、18年度は、品目横断的経営安定対策への加入促進のため地域単位でキャラバ

ンを実施するなど積極的な活動の⁸効果もあり、大きく増加した（表 - 4）。

図-16

経営改善計画認定数の動向

地域別の経営改善計画認定数(認定農業者)の推移



資料：農林水産省「認定農業者の実態に関する調査から」

表-4

県別認定農業者数

| | ①認定農業者数 | | | ②増減率 | |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| | H17.3月末 | H18.3月末 | H19.3月末 | H18/H17 | H19/H18 |
| 全国 | 191,633 | 200,842 | 228,593 | 4.8 | 13.8 |
| 北海道 | 25,551 | 29,763 | 32,333 | 16.5 | 8.6 |
| 九州 | 44,469 | 45,240 | 48,714 | 1.7 | 7.7 |
| 東北 | 35,809 | 37,824 | 45,125 | 5.6 | 19.3 |
| 青森 | 3,804 | 4,657 | 7,497 | 22.4 | 61.0 |
| 岩手 | 6,788 | 6,906 | 7,673 | 1.7 | 11.1 |
| 宮城 | 4,758 | 5,165 | 5,933 | 8.6 | 14.9 |
| 秋田 | 8,010 | 8,183 | 9,651 | 2.2 | 17.9 |
| 山形 | 7,087 | 7,300 | 8,230 | 3.0 | 12.7 |
| 福島 | 5,362 | 5,613 | 6,141 | 4.7 | 9.4 |

資料：農林水産省「認定農業者の実態に関する調査」

集落営農組織の育成・確保

都府県の⁹水田集落においては、主業農家や65歳未満の農業専従者がいない農業集落が相当数に上っている。また、農村においては、伝統的に地域ぐるみで農地や農業用水の利用調整などが行われている実態があり、地域によっては、個別経営のみならず、多数の小規模農家、兼業農家なども参画した形（集落営農組織等）を担い手として考えざるを得ない状況である。

⁸ 認定農業者数の増加要因としては、「野菜価格安定制度」、「畜産経営安定対策」等の加入促進も挙げられる。

⁹ 水田集落：水田集落とは、水田率が70%以上の農業集落をいう。

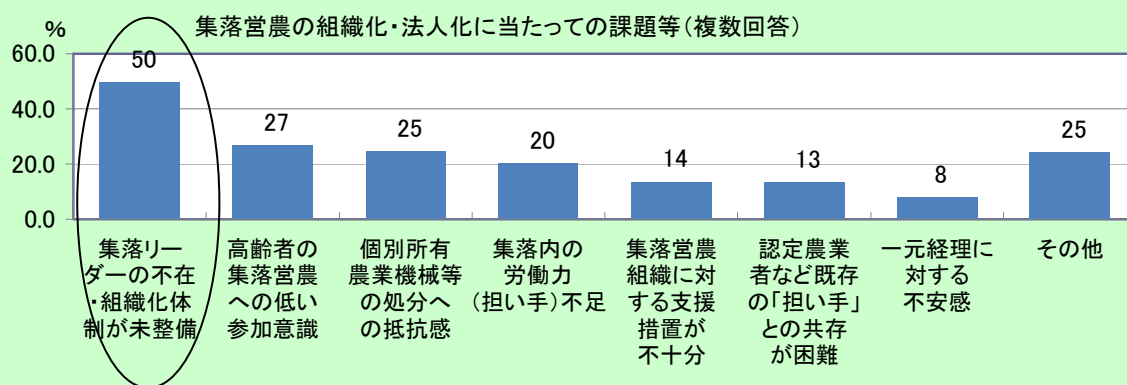
こうした実情を踏まえて、品目横断的経営安定対策では、経営規模や経理の一元化など一定の要件を備えた集落営農組織を担い手として位置付けたところである。

東北においても、65歳未満男子農業専従者が存在しない集落は2割に達しており（2005年農林業センサス）このような集落において、今後水田農業を維持・発展させるためには集落営農の推進が重要である。

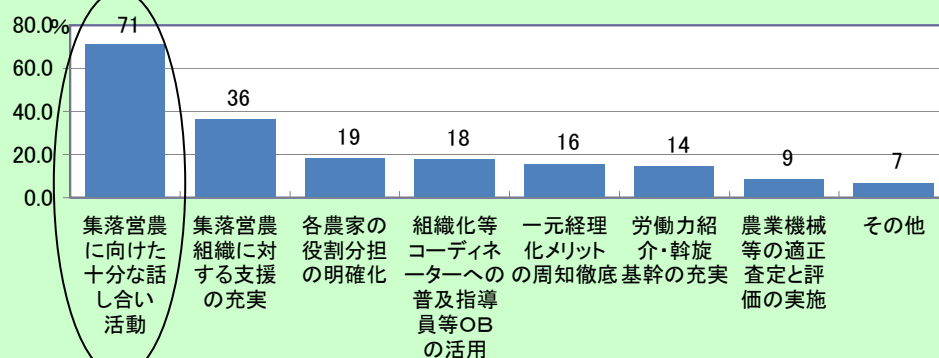
一方、平成18年に実施した「集落の農業の担い手育成に関する意向調査結果」によれば、集落営農の組織化・法人化に当たっての課題として、「集落リーダーの不在」（50%）という回答が最も多く、集落営農の組織化・法人化に向けた取組の推進策については、「組織化に向けた話し合い活動」（71%）という回答が多かった。

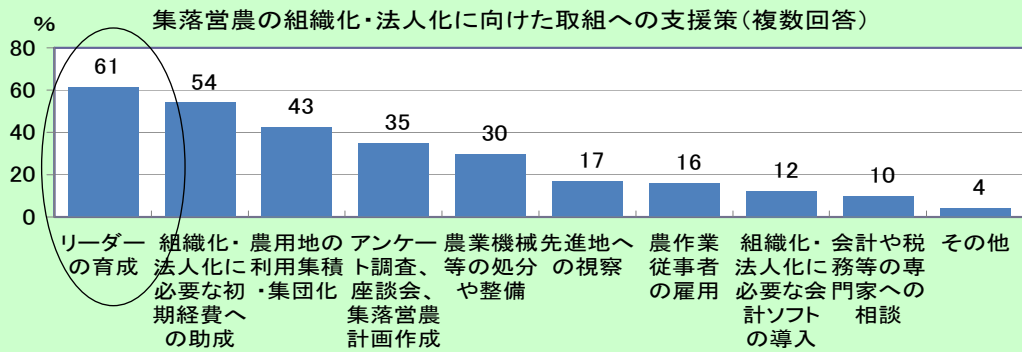
また、組織化・法人化に向けた取組に必要な支援については、「リーダーの育成」（61%）、「組織化・法人化に必要な初期経費への助成」（54%）などの要望が多い（図-17）。

図-17 集落営農の組織化・法人化に当たっての課題等



集落営農の組織化・法人化に向けた取組の推進方策（複数回答）





資料: 農林水産省「集落の農業の担い手育成に関する意向調査結果」(平成18年度食料・農林水産業・農山漁村に関する意向調査)

* 調査は、水田集落のうち集落営農がない集落の代表者を対象に担い手育成運動についての意向を把握したもの

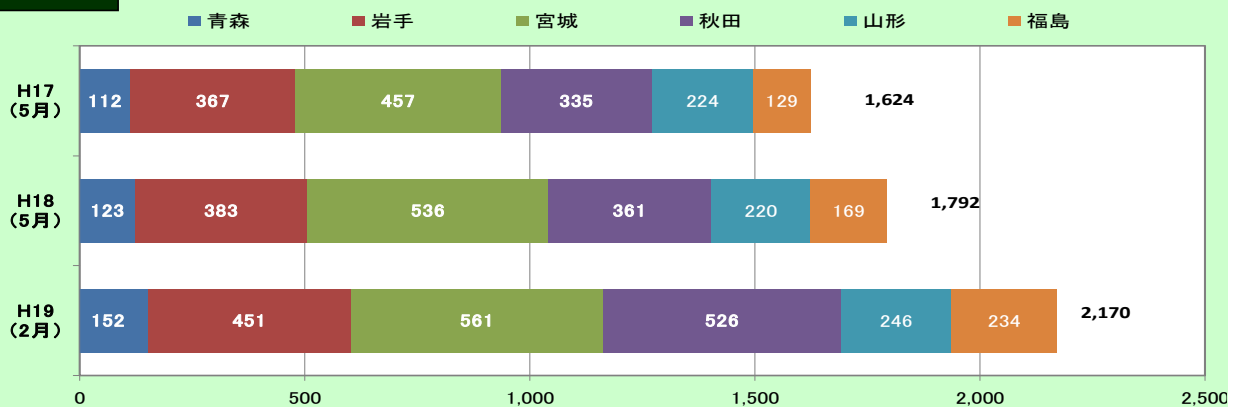
これらの課題に対応して、農林水産省では、「行政・団体による総合支援」、「農地の利用調整」、「農業用機械の整理合理化」、「小規模基盤整備」、「集落営農への融資」など集落営農推進に向けた支援策として、「集落営農の育成・確保支援対策」等を推進してきた。特に、「集落リーダーの不在」という問題点に対応するため、「集落営農育成・確保緊急支援事業」の積極的な取組を通じ、東北農政局として約600名の集落営農推進リーダーを任命した結果、各地で集落リーダーの育成と集落営農の組織化が図られた。

集落営農組織の動向

全国の平成19年2月1日現在の集落営農数は12,095となり、18年調査に比べ1,614(15%)増加した。東北地域の集落営農数は、2,170となっており、18年に比べ21%増加した。県別には、青森152(24%増)、岩手451(18%増)、宮城561(5%増)、秋田526(46%増)、山形246(12%増)、福島234(39%増)となり、17年度以降、品目横断的経営安定対策導入に向けて着実に増加している(図-18)。

図-18

県別別集落営農数の推移(東北)



資料: 農林水産省「集落営農実態調査」

注) 本調査における「集落営農」とは、「集落」を単位として農業生産過程における一部又は全部に

ついでに共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農（農業用機械の所有のみを共同で行う取組を行うもの及び栽培協定又は用排水の管理の合意のみの取組を行うものを除く。）をいう。

集落営農を構成する農業集落数をみると、1集落のみで構成される組織が7割以上を占める一方、3割は、複数集落によって構成されており、リーダー不在や担い手不足等の問題の対応に集落間の連携が図られたものと考えられる（表 - 5）。

表-5

| | | 構成農業集落数別集落営農数割合の推移(東北・全国) | | | | | |
|----|-----|---------------------------|-----|-----|-----|-----|-------|
| | | 集落営農数(割合) | | | | | |
| | | 計 | 1集落 | 2集落 | 3集落 | 4集落 | 5集落以上 |
| 東北 | H19 | 2,170(100%) | 73% | 13% | 5% | 3% | 5% |
| | H18 | 1,792(100%) | 73% | 14% | 5% | 3% | 5% |
| | H17 | 1,624(100%) | 74% | 13% | 4% | 3% | 5% |
| 全国 | H19 | 12,095(100%) | 76% | 10% | 5% | 3% | 7% |
| | H18 | 10,481(100%) | 79% | 9% | 4% | 3% | 5% |
| | H17 | 10,063(100%) | 79% | 8% | 4% | 3% | 5% |

資料：農林水産省「集落営農実態調査」

東北の集落営農の現況集積面積規模をみると、10ha未満が10%と、10ha以上の農地を集積している農業集落の割合が9割を占めている。

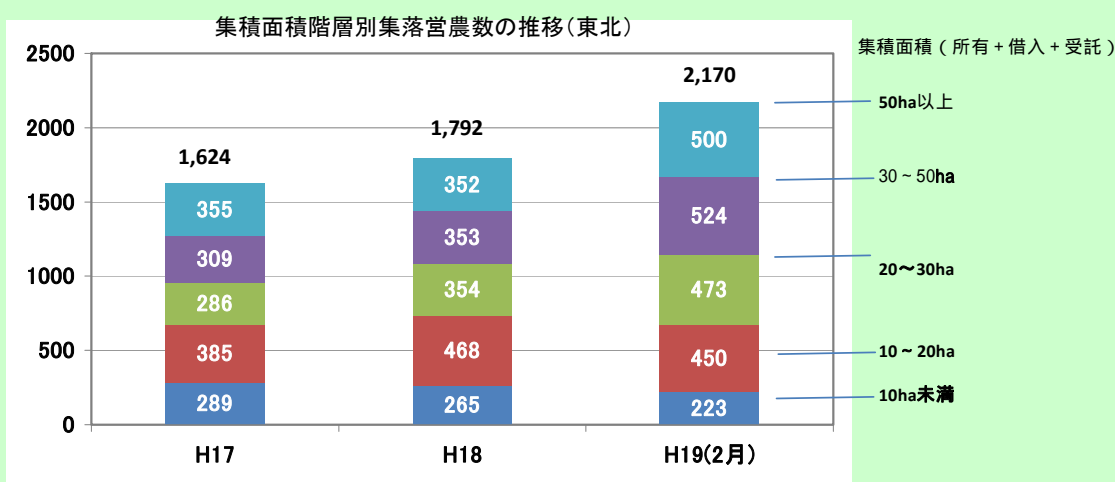
平成17年以降、経営所得安定対策加入要件である面積規模20ha以上の集落営農の割合が大きく増加している（17年59% 19年69%）が、特に面積規模30ha以上の集落営農の増加が大きい（17年41% 19年47%）。

一方、全国をみると、集積面積が20ha以上の集落営農の割合は55%と、東北に比べ14ポイント低い。

東北は、1戸当たり及び1集落当たりの耕地面積が全国平均に比べて大きいこともあり、比較的規模の大きな集落営農が多い（図 - 19、表 - 6）。

図-19

集落営農における農地の集積状況



資料：農林水産省「集落営農実態調査」

表-6

現況集積面積規模別別集落営農数割合の推移(東北・全国)

| | | 集落営農数(割合) | | | | |
|----|-----|--------------|--------|--------|--------|-----|
| | | 計 | 10ha未満 | 10ha以上 | 20ha以上 | |
| | | | | | 30ha以上 | |
| 東北 | H19 | 2,170(100%) | 10% | 90% | 69% | 47% |
| | H18 | 1,792(100%) | 15% | 85% | 59% | 39% |
| | H17 | 1,624(100%) | 18% | 82% | 58% | 41% |
| 全国 | H19 | 12,095(100%) | 21% | 79% | 55% | 35% |
| | H18 | 10,481(100%) | 23% | 77% | 49% | 31% |
| | H17 | 10,063(100%) | 26% | 74% | 48% | 31% |

資料:農林水産省「集落営農実態調査」

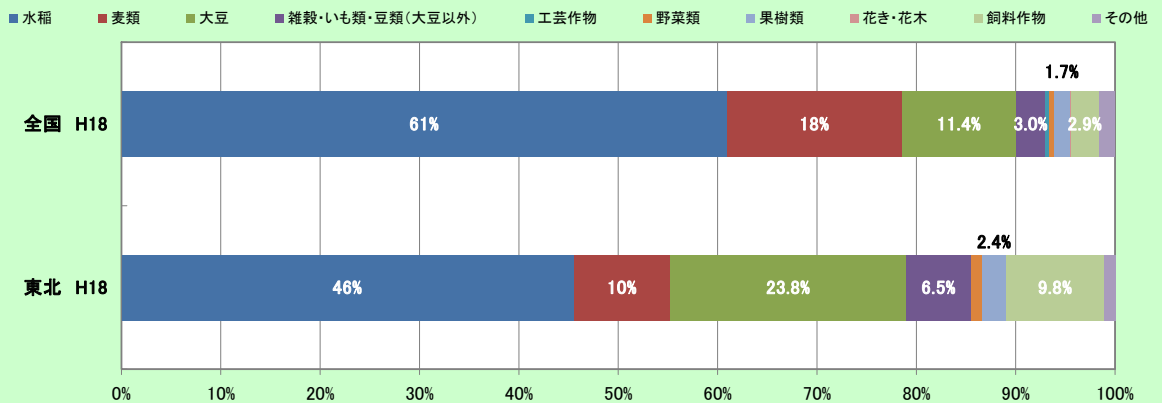
集落営農で、経営の中心となる取組作物についてみると、東北は水稲が46%、麦類が10%、大豆が24%、飼料作物が10%などとなっており、麦、大豆、飼料作物等の転作作物の割合が高い(50%)。

一方、全国では、水稲が61%、麦類が18%、大豆が11%、飼料作物3%などとなっている。

東北は、麦類への取組割合が低い反面、大豆やそば等の雑穀、飼料作物への取組割合が高い(図-20)。

図-20

主(経営の中心)とする取組作物別集落営農数割合(東北・全国 平成18年)



資料:農林水産省「集落営農実態調査」

また、全ての取組作物数の平均をみると東北は1集落営農当たり1.7作物と、全国の1.9作物に比べてわずかに少ない。これは、これまで東北の集落においては大豆などの転作対応のために生産組織が設立されており、これらが集落営農組織の母体となっているためと考えられる。また、農業生産法人の割合が小さい。このように、東北の集落営農組織は、他地域に比べて水稻部門の取り込み、経営の複合化や法人化への取組に遅れがみられる(表-7)。

表-7

全ての取組み作物別(重複有り)集落営農数

| | 実数 | | | | | | | | | ① 合計 (延べ数) | ② 実集落営農 数合計 | ③ ①/② 作物数 |
|--------|----------------|----------------|----------------|-------------|--------------|-------------|-------------|--------------|-------------|------------------|-------------------|-----------------|
| | 水稻 | 麦類 | *雑穀・いも類・豆類 | 工芸作物 | 野菜類 | 果樹類 | 花き・花木 | 飼料作物 | その他 | | | |
| 東北 H18 | 932 (52%) | 356 (20%) | 1,072 (60%) | 5 (0%) | 209 (12%) | 59 (3%) | 42 (2%) | 349 (19%) | 74 (4%) | 3,098 | 1,792 (100%) | 1.7 |
| 全国 H18 | 7,444 (71%) | 3,925 (37%) | 5,365 (51%) | 110 (1%) | 987 (9%) | 329 (3%) | 243 (2%) | 921 (9%) | 756 (7%) | 20,080 | 10,481 (100%) | 1.9 |

*「雑穀・いも類・豆類」のうち豆類には大豆が含まれる。

集落営農の法人化の状況(農業生産法人化状況)

| | 実数 | | | | | 計 | 割合 | | | | |
|--------|--------|---------|--------------|------------|-------|--------------|--------|--------|--------------|------------|------|
| | 農業生産法人 | 非農業生産法人 | | | | | 農業生産法人 | 農業生産法人 | | | |
| | | 小計 | 農業生産法人化計画を策定 | 農業法人化計画非策定 | 策定予定 | | | 小計 | 農業生産法人化計画を策定 | 農業法人化計画非策定 | 策定予定 |
| 東北 H19 | 151 | 2,019 | 617 | 1,402 | 359 | 2,170(100%) | 7% | 93% | 28% | 65% | 17% |
| H18 | 102 | 1,690 | 154 | 1,536 | 345 | 1,792(100%) | 6% | 94% | 9% | 86% | 19% |
| 全国 H19 | 1,135 | 10,960 | 3,770 | 7,190 | 1,408 | 12,095(100%) | 9% | 91% | 31% | 59% | 12% |
| H18 | 776 | 9,705 | 931 | 8,774 | 2,134 | 10,481(100%) | 7% | 93% | 9% | 84% | 20% |

資料:農林水産省「集落営農実態調査」

〈事例〉法人化への取組

農業法人が集落の担い手となる

～福島県I市U集落～

I市M町U集落では、平成6年度から担い手育成型基盤整備事業が行われ、大規模ほ場化が進められた。兼業化や高齢化等により後継者不足が深刻化するなか、8年9月に農地の活用を話し合う「U地区農用地利用改善組合(構成員30人)」と、水稻の受託作業を行う「U農業機械利用組合(構成員12人)」を設立した。

その後、19年1月に、同利用組合を発展的に解消し、将来を見据え幅広い事業展開ができる組織として「株式会社U農場」(出資者20人)を設立、19年3月には、農業経営基盤強化促進法による特定農業法人となった。

U集落では、(財)福島県農業振興公社が間に入り、農地の面的集積などの利用調整、農作業の受委託の斡旋を行っており、作業は公社からU農場が委託されて行っている。

U農場では、役員5名がオペレータとして中心的に作業を担い、農繁期には臨時雇用で対応しながら、集落内の水稻栽培や基幹作業受託、転作(大豆・そば等)等に取り組んでいる。

また、収益を上げるため、蔬菜部門として同機械利用組合が取り組んでいたほうれんそう栽培を引き継ぎ、栽培用ビニールハウスを増設するとともに、新たにアスパラガスやさといも栽培にも取り組んでいる。

企業の経営を担う新規参入の取組

意欲があり、経営感覚に優れた担い手を育成・確保するためには、青年や農業以外の他産業従事者からの新規就農者の受入れ、企業などの参入を促進することが重要である。

東北の新規就農者数は、全国の傾向と同様に近年緩やかな増加傾向にあり、そのうちUターン就農者が過半を占め、新規学卒者や非農家からの新規参入者数は横ばい傾向にある。この中で、各自治体では、青年等が農業に興味を持つようなイベントの実施、また、興味を持った若者等に対して研修や資金、農地取得等就農相談などの支援策をホームページ等でPRするなど青年の農業・農村への参入を促進している。

企業の農業参入は、企業が有する労働力資源が有効利用されることに加え、地域の農業者にとっては企業的な発想やノウハウの吸収などが期待できることとなり、農業の担い手が不足する地域においては、企業が担い手として一定の役割を担っていくことが望まれる。

4 今後の取組に向けて

(1) ニーズに即した多様な経営戦略

水田農業の担い手の確保に向けては、集団的な土地利用調整の推進、農地を面的に集積するための新たなシステムの構築、農業機械やコントリーエレベーターなど既存施設の利用などの面で担い手が水田農業経営に取り組みやすい環境づくりとともに、米の付加価値を高める工夫、米以外の収益性の高い作物の導入等土地収益性をいかに高めるかが重要である。

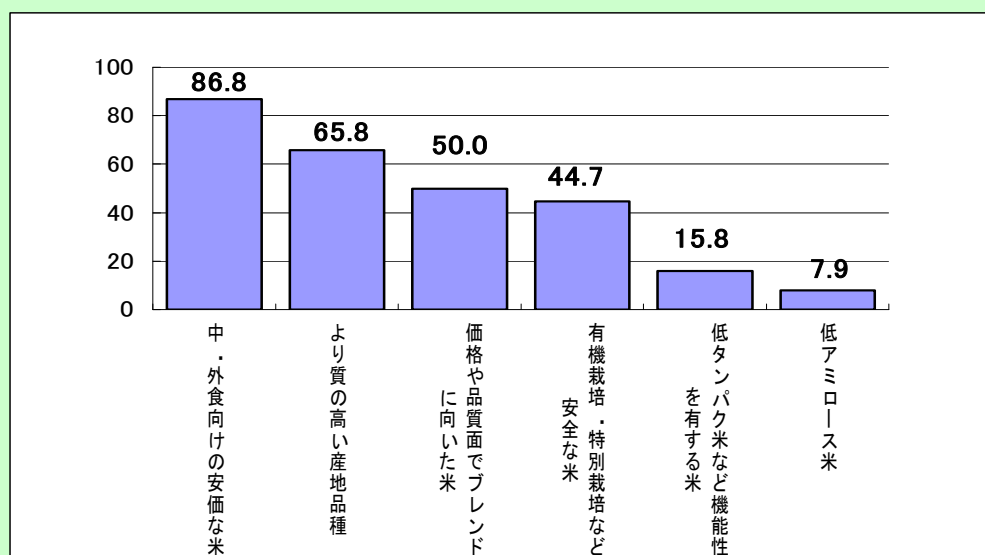
また、安定した農作物の生産・販売を行うためには、営農資金の調達、幅広い人材や安定的な労働力の確保等が不可欠であるが、そのためには法人化を含めた経営の合理化を積極的に進め、担い手として持続性のある経営を目指す必要がある。

特に米については、今後、消費量がさらに減少していくことが予想されることから、有機栽培米や低価格米等に対する消費者の志向といった需要動向に応じた生産構造を構築し、競争力のある、かつ需要に見合った計画的な米づくりが求められている。

東北農政局が平成 16 年 10 月に東北と全国で上位の米の卸売業者を対象に実施した「米の流通に関するアンケート」結果によると、卸売業者が今後東北で生産を拡大すべきと考える米としては、「中・外食向けの安価な米」が 87%、「より質の高い産地・品種」が 66%、「価格や品質面でブレンドに向けた米」が 50%、「有機栽培米、特別栽培米などの米」が 45%と、中・外食向けの安価な米への期待が高い(図 - 21)。

図-21

卸業者が今後東北で生産量を拡大すべきと考える米(3つ以内)



資料：東北農政局「米の流通に関するアンケート(卸売業者)」(16年11月調査)

需要の面から東北の米の最近の動向をみると、在庫率の動きでは、福島県を除き全国と比べても高い水準にあり(第1部 26P 図 - 20 参照)、価格をみても、18年産では、会津地区コシヒカリを除いて福岡県産夢つくしに比べて低い(表 - 8)。

表-8

各県の主要銘柄米価格(県別指標価格 平成18年産)

| 各県主要銘柄米別の指標価格(平成18年産平均) | | | | | | | | | | |
|-------------------------|--------|--------|--------|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------|-----------------|
| 年産 | 全国 | 北海道 | 福岡 | 新潟 | 青森 | 岩手 | 宮城 | 秋田 | 山形 | 福島 |
| 平成18年産 | 15,731 | きらら397 | 夢つくし | コシヒカリ (一般地区) | つがるロマン | ひとめぼれ | ひとめぼれ | あきたこまち | はえぬき | コシヒカリ (会津地区) |
| | | 14,125 | 16,125 | 18,763 | 14,081 | 15,393 | 15,507 | 15,477 | 15,392 | 16,786 |
| 全国との差 | - | -1,606 | 394 | 3,032 | -1,650 | -338 | -224 | -254 | -339 | 1,055 |
| 夢つくしとの差 | -394 | -2,000 | - | 2,638 | -2,044 | -732 | -618 | -648 | -733 | 661 |

資料: 全国米穀取引・価格形成センター資料による。

注1: 18年産の価格には包装代(紙袋)、拋出金、消費税が含まれている。

米の流通が政府による統制から市場経済の枠組みの中に組み込まれている現在、他産地との競争に打ち勝つ方法として、中・外食及び低価格志向の消費者向けの低価格米、安全性に関心が高い消費者や差別化に対応した中・外食向けの有機栽培米、新形質米等の新たな米など消費者や実需者ニーズの動向をいちやくつかみ、需要に応じた商品を生産・供給することが重要である。

その場合、有機栽培米など付加価値を高めた商品として高価格で取引される例もあるが、大きな需要の伸びが期待できる中・外食向けは低価格であることから、より一層のコストの縮減が必要である。

そのためにも、前述したような担い手を中心に農地を有効に活用する環境整備が重要であり、また、規模拡大に伴うスケールメリットだけでなく、直播栽培、流通経費の削減などのコスト縮減化と、有機栽培や低タンパクなどの付加価値の高い米を生産するなど収益の増加を図るための営農技術の向上にも努力し、「作ったものを売る」から「売れるものを作る」という市場の動向に即した取組を進めていくことが必要である。

〈事例〉転作による稲作以外の作物振興

集落ぐるみで脱稲作に取り組み、高収入を実現

～秋田県Y市J町N集落～

N集落では、昭和30年頃に共有地50haを共同開田し個人に配分して以降、水田単作農業が営まれてきたが、米の生産調整が始まった45年頃から、米以外の作目により地域農業の活路を見出そうと、花きやすいかの導入を開始した。

転作面積の拡大に伴い同集落では、これまで青中年層が担ってきた祭礼等の集落活動を、比較的時間に余裕のある高齢者が中心となって取り仕切るなど、生産と集落活動の役割を住民が分担する体制とし、若い農家が農業生産に専念できる環境を整備、花きやすいかの導入が推進された。

販売農家50戸のうち、花きやすいか栽培を主とする複合経営農家は21戸。きく、ゆり、シンビジウムなど、多種類を露地・施設で周年栽培し県内有数の産地に成長している。(JA管内の花き販売額5億円、うち集落の販売額1億5千万円)これらの花きは市場で高い評価を得ており、収益性の高い複合経営(13戸の農家が約1千万円以上の販売額)を確立している。

また、花きの栽培管理等において女性や高齢者が主要な役割を担っているほか、地域の女性労働力等を複数の農家により共同雇用するなど、それぞれの農繁期に合わせ調整しながら労働力を有効活用し、作業効率の向上により経営拡大に取り組んでいる。

(2) 新たな水田農業の展開に向けて

現在、水田農業の構造改革の実現に向け様々な取組を推進しているが、農地政策の見直しでは、農政改革を後押しするように検討が進められており、担い手への農地の面的集積の促進、権利規制にかかる一般原則の再整理（農地の所有権と貸借権の規制に関する整理）、耕作放棄地対策の促進、優良農地の確保をポイントに検討されている。

なお、平成 19 年度の品目横断的経営安定対策への加入申請数は、東北において、認定農業者（法人含む）18,294 経営体、集落営農 1,577 組織、加入面積は、米が 14.1 万 ha（18 年産米作付面積の 32%）、麦類が 9 千 ha（四麦作付面積の 93%）、大豆が 2.9 万 ha（作付面積の 81%）であった（表 - 9）。

特に、米については、20 年産に向けて、19 年産加入動向に関する分析と検証を踏まえた上で、県別・地域別の状況に応じた対応が必要である。

表-9 平成19年産品目横断的経営安定対策加入申請状況(全国・東北)

| | 計 | | 認定農業者 | | 集落営農組織 | |
|-----|--------|---------|--------|---------|--------|---------|
| | 申請経営体数 | 作付計画面積 | 申請経営体数 | 作付計画面積 | 申請経営体数 | 作付計画面積 |
| | 経営体 | ha | 経営体 | ha | 経営体 | ha |
| 全国計 | 72,431 | - | 67,045 | - | 5,386 | - |
| 米 | 58,873 | 436,869 | 55,088 | 330,538 | 3,785 | 106,331 |
| 4麦 | 29,150 | 253,860 | 25,957 | 187,293 | 3,193 | 66,567 |
| 大豆 | 22,024 | 110,073 | 18,653 | 70,353 | 3,371 | 39,721 |
| 東北計 | 19,871 | - | 18,294 | - | 1,577 | - |
| 米 | 19,469 | 141,286 | 18,160 | 92,195 | 1,309 | 49,091 |
| 4麦 | 1,310 | 9,003 | 1,054 | 4,978 | 256 | 4,024 |
| 大豆 | 5,575 | 28,798 | 4,563 | 14,525 | 1,012 | 14,272 |

近年、我が国では主食としての米の消費量が減少する一方で、高品質米としての海外市場の開拓、稲WC S(稲発酵粗飼料)や石油の代替エネルギー用としてのイネの利用、さらには水田の乾田化による畑地利用など、水田農業の可能性について様々な技術開発が積極的に行われている。

これらの新しい技術の実用化をとおした新しい取組や消費者との交流、観光業との連携など農業の¹⁰6次産業化を目指した取組は、今後の農業・農村の活性化、多様な担い手の創出につながる取組として期待されている。

¹⁰ 6次産業化：農林水産物の生産をベースとした加工、販売、サービス提供など、第1次産業、第2次産業、第3次産業の密接な連携による新たなビジネス展開。

生産者、養豚業者、消費者の連携による飼料米づくり

～山形県Y町～

山形県Y町では、昭和46年からU町JAと生協とが米の産直提携を開始、土づくりと低農薬による環境に配慮した共同開発米づくりに取り組んでいる。

Y町で行われている産直提携では、購入者の年間登録制度による計画的な消費量の確保と生産者原価方式による市場価格に左右されない価格体系を実現、また、生産者と消費者の拠出により災害救済基金を創設、気象災害等で生じる生産者の所得減を補填するなど、生産者が安心して生産に取り組める仕組みを構築した。

こうした生産者、消費者（生協）間の活発な交流活動は、安全安心な米づくりに止まらず野菜などその他の農産物生産や生活・農業用水の保全など地域の環境全体に拡大、農業農村の多面的機能への関心の高まりと相まって、水田の保全策としての飼料米生産の取組へとつながった。

Y町の飼料用米生産は、Y町、JA、生協、大学、養豚業者、NPO法人など産学官の連携のもと平成16年度にスタート、生産費を生産者・流通業者・養豚業者・消費者それぞれの負担により賄い、18年度は100戸を超える農家が60haで飼料米を生産、養豚業者が豚に給与し、米を給与した豚として付加価値を高めて販売している。

これらの取組により消費者ニーズに合った形で生産者も満足できる付加価値の高い農産物の生産が可能となり、担い手の確保など安定した農業経営の育成や農地の有休化防止など農村環境の保全にも寄与するものと期待されている。

<用語解説>

1 全国農業地域区分と各農政局等管轄範囲

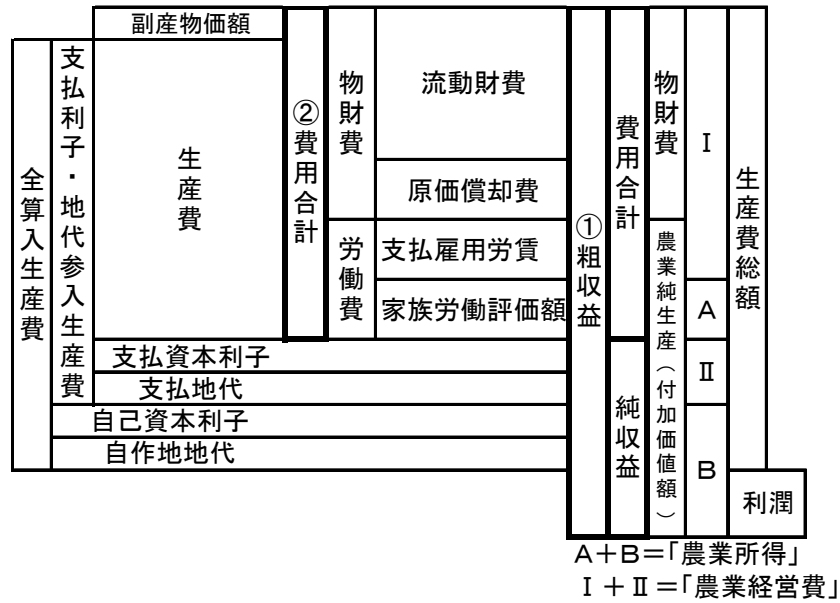
全国農業地域の表章区分

| 農業地域 | 範囲(都道府県名) |
|-------|-----------------------------|
| 北海道 | 北海道 |
| 東北 | 青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島 |
| 北陸 | 新潟、富山、石川、福井 |
| 関東・東山 | 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野 |
| 東海 | 岐阜、静岡、愛知、三重 |
| 近畿 | 滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山 |
| 中国 | 鳥取、島根、岡山、広島、山口 |
| 四国 | 徳島、香川、愛媛、高知 |
| 九州 | 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島 |
| 沖縄 | 沖縄 |

地方農政局等の管轄範囲

| 地方農政局等 | 管轄都道府県名 |
|--------------|--------------------------------|
| 北海道農政事務所 | 北海道 |
| 東北農政局 | 青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島 |
| 北陸農政局 | 新潟、富山、石川、福井 |
| 関東農政局 | 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡 |
| 東海農政局 | 岐阜、愛知、三重 |
| 近畿農政局 | 滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山 |
| 中国・四国農政局 | 鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知 |
| 九州農政局 | 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島 |
| 沖縄総合事務局農林水産部 | 沖縄 |

- 2 認定農業者(制度): 農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、市町村が地域の実情に即して効率的かつ安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、この目標を目指して農業者が作成した農業経営改善計画を認定する制度。認定を受けた者(認定農業者)に対しては、スーパーL・S資金等の低利融資制度、農地流動化対策、担い手を支援するための基盤整備事業等の各種施策を重点的に実施している。
- 3 純収益: 一般に「純収益」は「総収益 - 総費用」で求められるが、ここでは「純収益」=「粗収益 - 費用合計」(費用合計=物財費+労働費)で求めた。(家族労働も外部から調達したものとして費用に含めたもの。)
粗収益、費用合計等の関連は以下の図を参照願いたい。



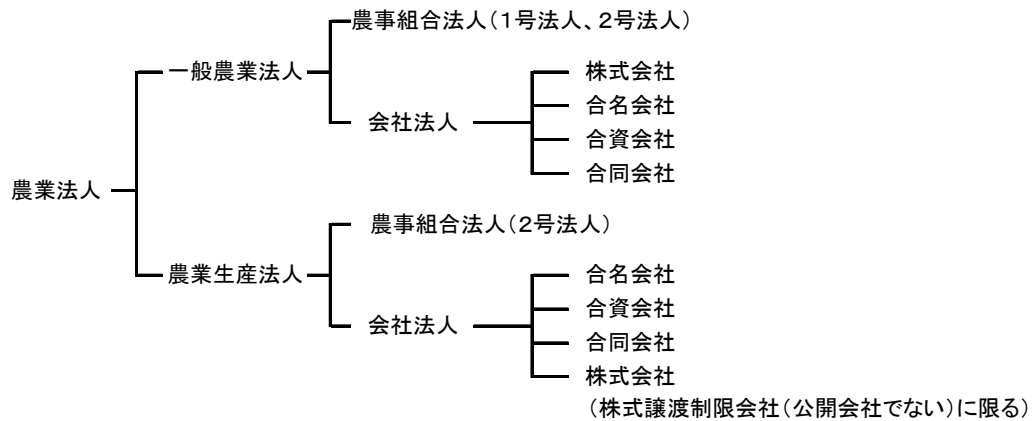
*『改訂新版 農林水産統計用語辞典』(農林統計協会)から作成

4 農業経営基盤強化促進基本方針に定めた目標所得水準

農業経営基盤強化促進基本方針における目標所得水準

| | 万円 | | | | | |
|---------------|---------|-----|---------|-----|-----|-----|
| | 青森県 | 岩手県 | 宮城県 | 秋田県 | 山形県 | 福島県 |
| 主たる従事者1人当たり | 400～500 | 440 | 480 | 460 | 400 | 450 |
| 世帯(一個別経営体)当たり | — | — | 600～720 | — | — | 670 |

- 5 集落営農組織：集落営農とは、集落など地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が農業生産を共同して行う営農活動。 転作田の団地化、 共同購入した機械の共同利用、 担い手を中心となって取り組む生産から販売までの共同化など、地域の実情に応じてその形態や取組内容は多様である。ここでは、平成17年5月に農林水産省統計部が実施した「集落営農実態調査」による定義、集落内の一定の合意の下に実施される ～ 等の営農を集落営農といい、集落営農を行う実体を集落営農組織とした。
- 6 農業法人：農業法人とは、法人形態によって農業を営む法人の総称であり、農地の権利取得の有無によって「農業生産法人」と「一般農業法人」に大別される。農事組合法人で、農業を営む法人(2号法人)は農業生産法人となり得るが、農業に関わる共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業を目的とする法人(1号法人)は農業生産法人にはなり得ない。



- 7 農用地利用改善団体：農用地利用改善団体とは、集落など、一定の地縁的まとまりがある地域の農地権利者により組織される、地域の農用地を有効的、効率的に活用することを推進する団体をいう。

- 8 特定農業法人：特定農業法人とは、担い手不足が見込まれる地域において、その地域の農地面積の過半を集積する相手方として、一定の地縁的なまとまりを持つ地域の地権者の合意を得た法人であって、地権者から農地を引き受けるよう依頼があったときは、これに応ずる義務を負うという性格を有する農業生産法人をいう。